

平成 29 年 8 月 29 日

各 位

太陽生命保険株式会社
代表取締役社長 田中 勝英
東京都中央区日本橋2丁目7番1号



太陽生命、人生100歳時代に備える保険『100歳時代年金』を発売！

～ “元気に長生きする” シニアを応援する新しい保険～

T&D保険グループの太陽生命保険株式会社（社長 田中勝英）は、本年10月1日より、元気に長生きするシニアを応援する保険『100歳時代年金』を発売することをお知らせいたします。

日本の高齢化の進展は著しく、現在、平均寿命は男性が約81歳、女性は約87歳に達し、さらに2050年には100歳以上の人口が現在の約7万人から70万人にまで増加すると推計される^{(*)1}など、本格的な超高齢社会、「人生100歳時代」の到来が見込まれています。

当社は、「人生100歳時代」を見据え、「健康寿命の延伸」すなわち“元気に長生きする”という社会的課題にこたえるため、昨年6月より、「従業員」「お客様」「社会」を元気にする取組み、「太陽の元気プロジェクト」を展開しています。そして、「100歳時代」シリーズ第1弾として、昨年3月に、生命保険業界で初めて健康に不安のある方でも加入できる、認知症による所定の状態を保障する保険『ひまわり認知症治療保険』を発売し^{(*)2}、販売件数は24万件^{(*)3}を超えるなど、大変ご好評をいただいています。

この度、「100歳時代」シリーズの第2弾として、元気に長生きするシニアを応援する保険『100歳時代年金』を発売いたします。『100歳時代年金』は、「長寿生存年金保険」と「終身生活介護年金保険」を組み合わせることができる商品です。「長寿生存年金保険」は、一生涯にわたって年金をお受け取りいただくものであり、死亡時の保障を無くし、解約払戻金を抑えることにより、多くの年金をお受け取りいただける仕組みとなっています^{(*)4} ^{(*)5}。「終身生活介護年金保険」は、介護を必要とする状態となった場合に、一生涯にわたって介護年金をお受け取りいただくものです。一生涯の年金保障に加えて、万が一要介護状態になった場合には、さらに多くの年金をお受け取りいただくことで、「人生100歳時代」のリスクに備えることができます。

当社は、超高齢社会の到来に向け、様々な取組みを実施してまいります。そしてこれからも、シニアのお客様により大きな安心をお届けするために、最優の保険商品・サービスを提供することを目指してまいります。

以 上

- (*)1 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果。
- (*)2 簡単な告知により加入できる選択緩和型の商品で、認知症について保障する保険は生命保険業界初となります（一般社団法人生命保険協会加盟41社について、当社調べ(平成27年12月末時点)）。
- (*)3 「認知症治療保険」との合計販売件数（平成29年8月2日時点）
- (*)4 年金支払開始日前における被保険者死亡時には、解約払戻金相当額をお支払いします。
- (*)5 「長寿生存年金保険」は、トンチン性を高め、解約払戻金を低く設定することで年金額を大きくしたトンチン型年金です。トンチン性とは、死亡した方の持分を生きている方に移すことで、より多くの生存給付が与えられる割合をいいます。考案者の名前（トンチン）から名付けられたものです。



認知症治療保険 働けなくなったときの保険



100歳時代年金

の概要

1. 正式名称

- 無配当終身生活介護年金保険〔I型〕（無解約払戻金型）（001）
- 無配当長寿生存年金保険（低解約払戻金型）（001）

2. 特徴

特徴 1 ダブルの年金で長生きへの万全な備えにお役立ていただけます。

一生涯の年金保障と介護年金保障をセットにさせていただくことで、老後の生活資金だけでなく、万が一の介護費用に対しても備えることができます。

特徴 2 一生涯にわたり年金をお受け取りいただけますので、長生きするほど受取年金総額が多くなります。

長寿生存年金保険（支払保証期間付終身年金）は、一生涯年金を受け取ることができます。また、終身生活介護年金保険〔I型〕は、支払事由に該当した場合に一生涯年金を受け取ることができます。長生きするほど受取年金総額が多くなります。

特徴 3 死亡保障を無くし、解約払戻金を低く設定することにより、将来の年金受取額を大きくしています。

「長寿生存年金保険」は、死亡保障を無くし、解約払戻金を低く設定することで、年金受取額を大きくしています。

特徴 4 総合保険料払込免除特約を付加することで、いざというとき保険料の払い込みが免除されます。

所定の要生活介護状態等だけでなく、がんなどの3大疾病や重度の糖尿病など所定の状態に該当した場合には、以後の保険料の払い込みは不要となります。

特徴 5 最高 85 歳までご加入いただけます。

「人生100歳時代」の準備として、加入年齢範囲を85歳まで拡大することで、より多くのお客様にご加入いただけるようになりました。

3. ご契約例・イメージ図

【セットプラン ご契約例】 契約年齢：50歳

終身生活介護年金保険〔I型〕

[支払保証期間5年] (年金倍率：1倍)

保険期間：終身 保険料払込満了年齢：70歳

基本年金額：48万円

長寿生存年金保険

[支払保証期間付終身年金(支払保証期間5年)]

保険料払込満了年齢・年金支払開始年齢：70歳

年金額：24万円

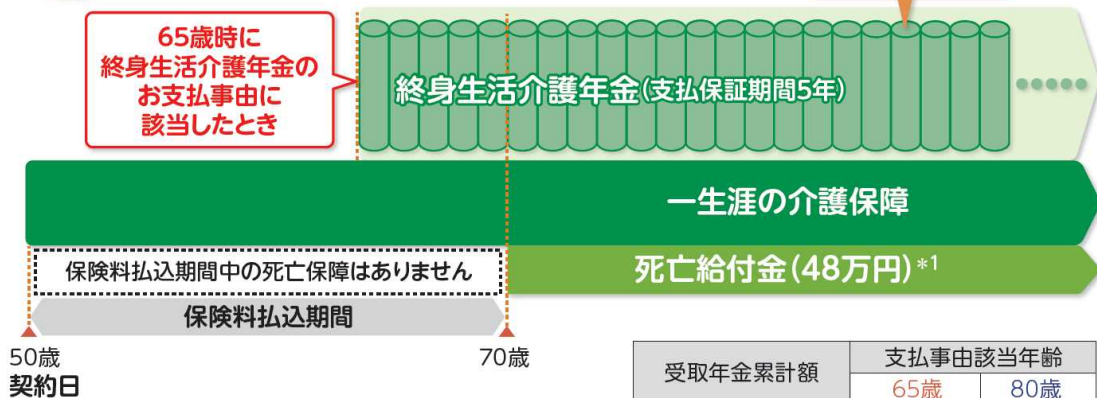
[口座月払保険料]

	男性	女性
合計保険料	24,941円	33,428円
終身生活介護年金保険〔I型〕	6,817円	9,009円
長寿生存年金保険	18,124円	24,419円

介護保障

終身生活介護年金保険〔I型〕

毎年48万円を
一生涯お支払い



*1 保険料払込期間の満了後に、第1回の終身生活介護年金の支払事由に該当せずに、被保険者が死亡したとき

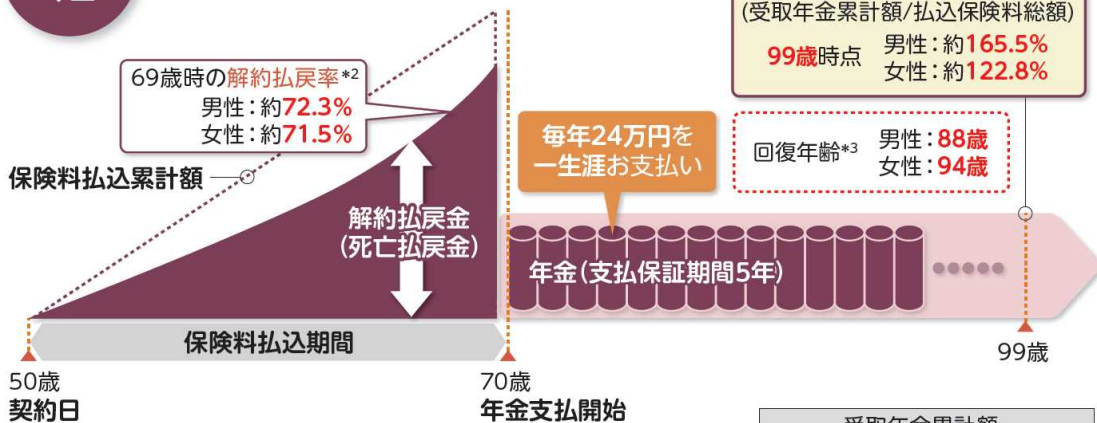
長生きするほど、
受取年金累計額は
多くなります。

受取年金累計額	支払事由該当年齢	
	65歳	80歳
79歳までの累計額	720万円	0円
89歳までの累計額	1,200万円	480万円
99歳までの累計額	1,680万円	960万円



トントン型
年金

長寿生存年金保険



長寿生存年金保険
部分の払込保険料総額

男性：4,349,760円
女性：5,860,560円

長生きするほど、
受取年金累計額は
多くなります。

受取年金累計額	
79歳までの累計額	240万円
89歳までの累計額	480万円
99歳までの累計額	720万円

*2 解約払戻率は、長寿生存年金保険部分の、69歳時の年単位の契約応当日前日における「解約払戻金÷保険料払込累計額」で計算しています。

*3 回復年齢とは、長寿生存年金保険の受取年金累計額が長寿生存年金保険部分の払込保険料総額以上となる年齢です。

4. 保障内容

○終身生活介護年金保険〔I型〕

名称	支払事由の概要	支払金額
終身生活介護年金	(1) 第1回の終身生活介護年金 被保険者が責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、つぎのいずれかの状態に該当したとき ア. 当社の定める要生活介護状態に該当し、その状態が180日継続したと医師により診断されたとき イ. 公的介護保険制度の要介護2以上に認定されたとき (2) 第2回以後の終身生活介護年金 ア. 支払保証期間中 第1回の終身生活介護年金が支払われた場合で、第1回の終身生活介護年金の支払事由が生じた日後、支払保証期間中の年金支払日が到来したとき イ. 支払保証期間経過後 支払保証期間満了までの終身生活介護年金が支払われた場合で、被保険者が支払保証期間満了後の年金支払日に生存しているとき	[保険料払込期間中] 基本年金額 × 年金倍率 [保険料払込期間満了後] 基本年金額
死亡給付金	保険料払込期間の満了後に、第1回の終身生活介護年金の支払事由に該当せずに、被保険者が死亡したとき	基本年金額

※ 被保険者が保険料払込期間中に所定の要生活介護状態等または所定の高度障害状態もしくは不慮の事故による身体障害状態のとき、以後の保険料のお払い込みを免除します。

○長寿生存年金保険（支払保証期間付終身年金）

名称	支払事由の概要	支払金額
年金	(1) 支払保証期間中 被保険者が年金支払開始日に生存しており、かつ、年金支払日が到来したとき (2) 支払保証期間経過後 被保険者が年金支払日に生存しているとき	年金額

※1 年金支払開始日から被保険者の死亡日までの期間によっては、年金支払額の合計額が払込保険料総額を下回ることがあります。

※2 被保険者が年金支払開始日前に死亡したときは、解約払戻金と同額の死亡払戻金を支払います。

※3 被保険者が年金支払開始日前に所定の高度障害状態または不慮の事故による身体障害状態のとき、以後の保険料のお払い込みを免除します。

5. ご契約のお取り扱い

○終身生活介護年金保険〔I型〕

項目	内容
支払保証期間	5年
加入年齢範囲・保険料払込期間	加入年齢範囲：15歳～85歳 保険料払込期間：20歳～90歳満了（5年～50年） ※所定の条件を満たす場合についてのみ保険料払込期間を10年未満とすることが可能
年金倍率	1倍
最低限度	基本年金額：12万円
付加できる特約	総合保険料払込免除特約

○長寿生存年金保険

項目	内容
年金の種類・支払保証期間	支払保証期間付終身年金 支払保証期間：5年
加入年齢範囲・年金支払開始年齢・保険料払込期間	加入年齢範囲：50歳～85歳 年金支払開始年齢：60歳～90歳 保険料払込期間：5年以上（保険料払込満了時年齢と年金支払開始年齢は同一） ※所定の条件を満たす場合についてのみ保険料払込期間を10年未満とすることが可能
最低限度	年金額：12万円
付加できる特約	総合保険料払込免除特約、生活介護保障保険料払込免除特約、個人年金保険料税制適格特約

※ 終身生活介護年金保険〔I型〕と長寿生存年金保険をセットで契約する際は、保険料払込期間を同一とする。

以上

このニュースリリースは商品の概要を説明したもので、保険募集を目的としたものではありません。詳細につきましては、「商品パンフレット」等をご覧ください。